

道仏土地区画整理事業に伴う

住居表示

～あなたの住所がわかりやすい表示方に変わります～

宮 代 町

目次

1. 住居表示について.....	1
2. 住居表示を実施する理由.....	2
3. 住居表示のしくみ.....	3
4. 街区表示板・住居表示板の設置.....	5
5. 住所、土地、戸籍の表示.....	6
6. 住居表示の実施後.....	7
7. 住居表示の実施のために.....	8

1. 住居表示について

現在、皆さんがお住まいになっている地域は、家や事務所などの住所を表すのに「宮代町字道佛」や「宮代町字山崎」などの町名と「123番地4」といった地番を使用していますが、一つの地番にたくさんの枝番があることや地番が順序よく並んでいないことで、不都合が生じることがあります。

また、現在、番地（地番）が整然としていたとしても、将来、土地の売買などにより分合筆が生じ、番地が変動するため、混乱が生じる恐れがあります。

こうした不便をなくすために昭和37年に『住居表示に関する法律』が作られて、どこへ行ってもわかりやすく住みよいまちをつくることになりました。

この制度のあらましを説明しますので、十分にご理解とご協力をお願いいたします。

2. 住居表示を実施する理由



住居表示実施前の住所は、町名と「土地の番号」である地番を使用しています。

しかし、この地番はもともと「誰がどの土地を所有しているか」を特定させるための番号なので、住所として使う番号としては、つぎのような理由から不都合が生じる場合があります。

- ・番号の並びにきまりがない。
- ・枝番（86-1、86-2等）が発生したり、しなかったりと不統一になる。
- ・町の境が複雑で、飛び地も存在する。

このような問題を解消するため、町の区域、境界線、規模などの適正化を図り、住所の番号を土地の地番とは別に設け、誰にでもわかりやすくしようとするのが、住居表示です。

◆ 住居表示実施のメリット

	たとえば…
	◇ 救急車や消防車、パトカーなどの緊急車両が現場へ早く到着できます。
	◇ 不審者の発見時に正確かつ迅速に通報できます
	◇ 郵便・宅配便などの配達も、より効率的になります
	◇ 訪ねても訪ねられても、迷わず住居番号で探せます。

その他にも…

- ・新築等があっても規則に従い住居番号が付定されるため、建物の検索が容易にできます。
- ・帳簿類の整理が容易になり、事務処理や連絡がしやすく効率的になります。
- ・土地の表示と切り離して住居の表示をするので、住所が土地の分筆や合筆による影響を受けません。

3. 住居表示のしくみ

住居表示が実施されると、住所は町名と街区符号と住居番号との組み合わせにより表します。

たとえば…

【旧住所が】

宮代町 字道佛 123番地4 だった場合。
旧町名 地番

【新しい住所は】（一定の方法で表します）

宮代町 〇〇一丁目 1番 1号 となります。
新町名 街区符号 住居番号

※本籍は土地区画整理事業の換地処分の公告の日の翌日まで変更になりません。

◆ 町名（丁目）

従来からあるものを尊重しますが、新しい町名をつける場合は、わかりやすく親しみやすいものとしします。

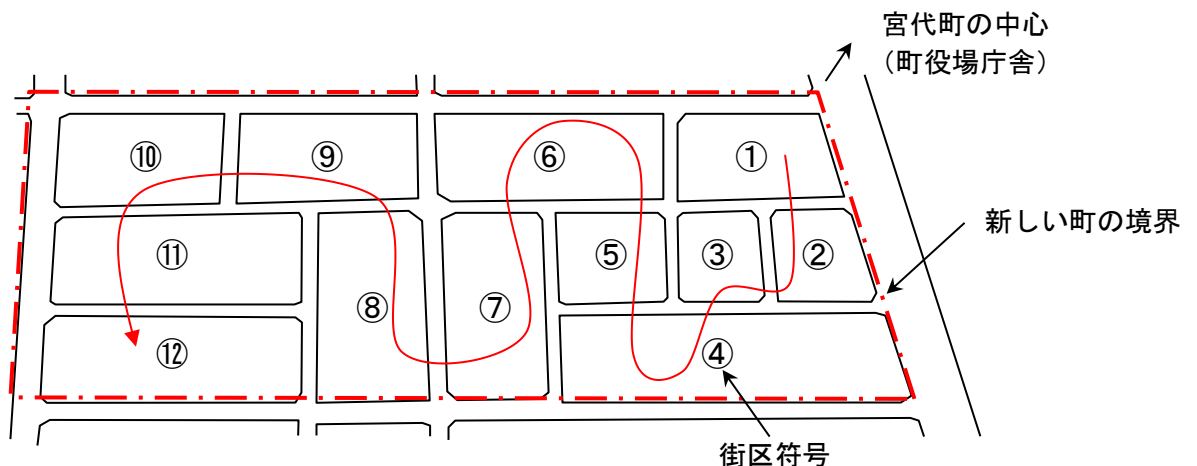
◆ 町の境界

道路・河川などの恒久的な施設で区切り、一目でわかるようにします。

◆ 街区符号

新しい区域をさらに街区に分け、一定の順序によって番号をつけます。

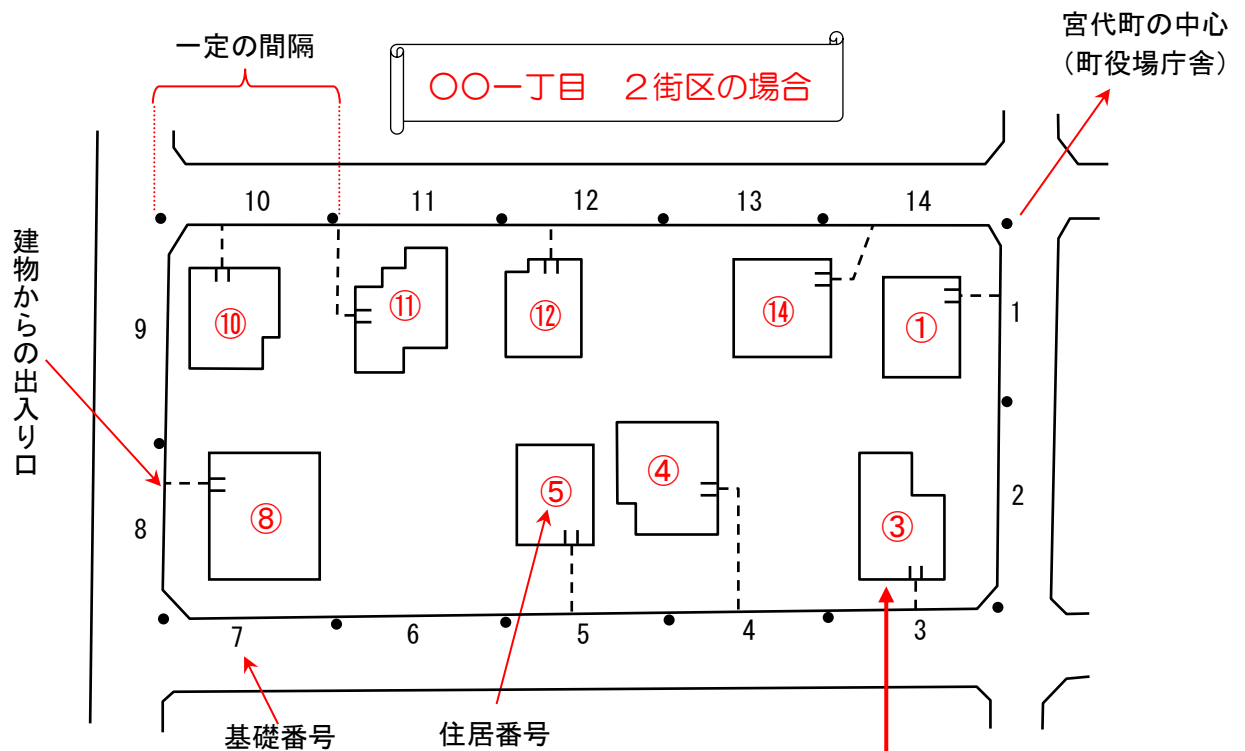
（街区とは、周辺を道路等で囲まれた区域のことをいいます。）



◆ 住居番号

まず、街区の周囲に一定の間隔で基礎番号をつけます。

住居番号は、原則として建物の主な出入口がどの基礎番号に該当するかによって決定され、「〇号」で表します。



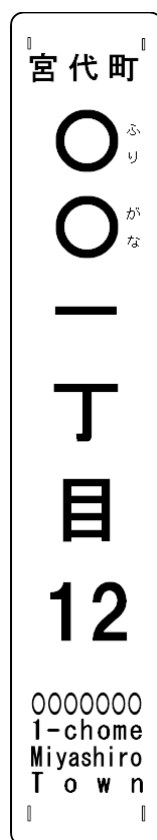
この建物の場合、住居表示による住所は宮代町〇〇一丁目2番3号となります。

4. 街区表示板・住居表示板の設置

住居表示の実施に併せて、実施区域内に表示板を設置します。
表示板を設置することにより、探したい住所地が見つかりやすくなります。

◆ 街区表示板

街区の角にある電柱やフェンス・ブロック塀等の見やすい場所に取り付けます。



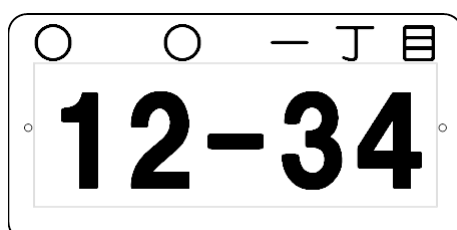
(寸法) 縦 66 cm 横 12 cm

(材質) アルミニウム

(取付方法) 金属バンドやボンドなど

◆ 住居表示板

建物の見やすい位置（玄関、門柱等）に取り付けます。



(寸法) 縦 6 cm 横 12 cm

(材質) アルミニウム

(取付方法) ボンド・釘など

5. 住所、土地、戸籍の表示

住居表示の実施後は、住所は住居表示によって決められた新しい住所に変更になりますが、土地（不動産）の登記簿や固定資産台帳、戸籍（本籍）の表示等は土地の地番で表されます。

◆ 住所の表示

宮代町 〇〇一丁目 1番 1号
新町名 街区符号 住居番号

◆ 土地（不動産）の表示

宮代町 〇〇一丁目 123番4
新町名 地番

◆ 戸籍（本籍）の表示（届出により街区符号で表示することもできます）

宮代町 〇〇一丁目 123番地4
新町名 地番

または

宮代町 〇〇一丁目 1番
新町名 街区符号

住居表示はあくまで住所のみを表します。
住居表示による住所(街区符号・住居番号)は地番とは異なりますので、各種届出の際にはご注意ください。

6. 住居表示の実施後

官公署で管理している公簿類（住民票や戸籍、登記簿など）は、住居表示の実施に合わせて新しい表記に書き換えられますが、中には書き換えが行われな
いものもあります。

これらについては大変お手数ですが、皆さんで必要な手続きを行っていただくこととなります。

◆ 変更の手続きが必要ないもの

件 名	説 明
住民票 印鑑登録原票 選挙人名簿 国民健康保険資格台帳等	宮代町役場が職権で変更します。
戸籍簿	住居表示実施日からの変更ではなく、土地区画整理事業の換地処分の公告の日の翌日から、宮代町役場が本籍欄を職権で変更します。
土地（建物）登記簿	住居表示実施日からの変更ではなく、土地区画整理事業の換地処分の公告の日の翌日から、法務局が表題部のみを変更します。

◆ 必要に応じて変更の手続きが必要なもの

件 名	説 明
土地、建物等不動産所有者の住所変更登記	不動産の所有地を管轄する法務局で変更手続きをお願いします。（登録免許税は非課税です）
運転免許証の住所・本籍変更	警察署で変更手続きをお願いします。（手数料は無料です）
自動車登録証の住所変更	埼玉運輸支局春日部自動車検査登録事務所で変更手続きをお願いします。（申請書は有料です）
会社、法人等の本店、支店及び代表者の住所変更登記	管轄法務局で変更手続きをお願いします。（登録免許税は非課税です）
その他	上記のほか、法令などで住所変更が必要なものはそれぞれお手続きをお願いします。 また、勤務先・学校・銀行・保険会社などで住所変更が必要なものもありますので、お手数ですがそれぞれ確認のうえ、手続きをお願いします。

各手続きの際に住所等の変更証明書が必要な場合は、住民課において無料で交付する証明書をご利用ください。
業者等に変更手続きの代行をお願いする場合の費用はご負担ください。

7. 住居表示の実施のために

今後は、地域にお住いの皆様への説明会の実施、町議会への提案など、住居表示に関する法律に基づいた手続きを経ながら事業を進めていくこととなります。

また、皆様の新しい住所（町名・街区符号・住居番号）や諸手続きに必要な詳しいお知らせは、実施日が近くなりましたら、改めて皆様にお配りいたします。

それまでに、以下のような現地調査を行わせていただく場合がございますので、調査員が伺った際は調査にご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ・現住所及び同居人の確認
- ・建物の配置や出入口の確認
- ・街区表示板取り付け箇所の確認

お知らせの配布や現地調査は、町が委託した業者が行います。（現地を巡回する際は、町が発行した身分証明書を携帯しています）

発行

宮代町役場 住民課 戸籍住民担当

〒345-8504 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原 1-4-1

TEL 0480-34-1111 内線 312